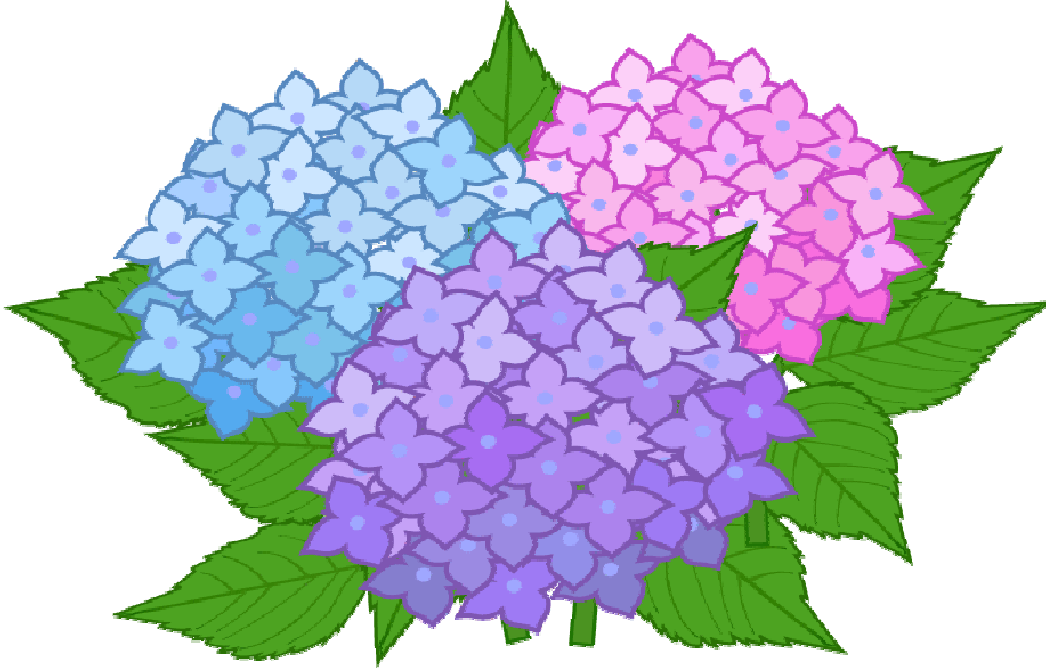


# ふれあい

～平成24年6月1日発刊～



## 病院理念

『より質の高い 心あたたまる医療の実現』

## 基本方針

1. 患者様の人権を尊重し、十分な説明と同意のもとに安全で良質な医療をめざします。
2. 地域の基幹病院として医療機関との連携を促進し、地域医療の向上に努め、地域住民の健康維持に貢献します。
3. 救急医療と小児医療及び周産期医療の充実を図り、地域住民が安心できる医療を提供します。
4. 自治体病院として公共性を保ち、効率的な病院経営に努めます。
5. 職員は専門職としての誇りと目標を持ち、常に研鑽して知識と技術の向上に励み、チーム医療を推進します。
6. 働きがいのある職場として環境を整備し、明るい病院づくりをめざします。

## 院内広報誌『ふれあい』

患者様ならびにご家族の方々に病院をよく知っていただき  
職員と患者様の交流の場となる誌面をめざしています。

千歳市北光2丁目1番1号  
市立千歳市民病院  
編集長 大田 光仁  
事務局 総務課総務係  
0123-24-3000(内線 231)

# 新任医師紹介

2012年4月1日より新しく着任した3名の医師、1名の研修医を紹介いたします。  
どうぞよろしくお願いいたします！

## <脳神経外科>

【氏名】 松本 亮司 (マツモト リョウジ)

【出身校】 北海道大学

【学会等の認定医】

日本脳神経外科学会専門医・日本脊髄外科学会認定医

【市民に向けての今後の抱負】

道東の釧路市より着任いたしました。道東地区は年々、医療崩壊が進み、医療状況が悪化していましたが、千歳は札幌にも近く、余裕のある医療ができることを期待しております。千歳市民の皆様にも少しでも上質な医療が提供できるようにがんばっていきたくと考えております。

## <循環器科>

【氏名】 池田 大輔 (イケダ ダイスケ)

【出身校】 旭川医科大学

【学会等の認定医】

日本循環器学会専門医・日本糖尿病学会専門医・日本内科学会総合内科専門医

【市民に向けての今後の抱負】

千歳市の循環器医療をしっかりと守っていきたくと思います。



## <整形外科>

【氏名】 榊原 醸 (サカキバラ ユズル)

【出身校】 札幌医科大学

【市民に向けての今後の抱負】

千歳は僕の出身地であり、4月からこちらで働ける事を非常に光栄に思っております。患者さんのお役に立てるよう精一杯頑張らせて頂きます。趣味はマラソンと水泳です。

## <研修医>

【氏名】 森田 裕介 (モリタ ユウスケ)

【出身校】 北海道大学

【市民に向けての今後の抱負】

この春に医師となったばかりで経験もなく頼りない身ではありますが、これからの一日一日を大切に、千歳のみなさまのお役に少しでも立てるように努力していきたくと思います。よろしくお願いいたします。

# 眼科の眼底検査について

皆様は眼科を受診したり、健診の2次健診で眼科を受診するように言われたことはありませんか？

眼科で行う眼底検査とはどのようなもので、どのようなことがわかるのか簡単にご紹介します。

## Q1.眼底検査とは？

A.瞳が大きく開く薬を点眼して眼の中を調べる検査です。

## Q2.どのようなことをするの？

A.瞳を開く点眼薬を医師の指示で両目または片目に点眼します。瞳の開き方を確認した後、暗い部屋で瞳の中に光をあてて反射する像を確認します。

## Q3.眼科で行う眼底検査と健診の眼底カメラの検査はどう違うの？

A.眼科で行う眼底検査は、瞳を開く点眼薬を使って瞳を開くので、眼底の広い範囲を検査することができます。健診の眼底カメラでは中央部のみしか撮影できないので眼の奥の見える範囲は狭く一部しか診察できません。

## Q4.時間はどれくらいかかるの？

A.瞳が開くまで個人差があり、30分～60分位時間がかかるため、30分後に一度瞳の状態を確認し、瞳の開き方が不十分であれば追加の点眼薬を点眼します。

## Q5.眼はどのような状態になるの？

A.瞳が開くので次のような症状があります。

- 1)光が眼の中に直接入るので眩しく感じます。
- 2)物がかすんで見えにくくなり、ピントが合わなくなります。
- 3)眼が元に戻るには4時間～5時間位かかります。お帰りの際には足元がかなり見えにくくなるので、不安な方はしばらく休んでからお帰りください。

## Q6.眼底検査は痛い？

A.点眼薬がとてもしみる方としみない方がいます。

特に異常なことではないので心配はありません。数秒～数分で症状は消えます。但し、後日点眼のアレルギー症状が出て、充血やゴロゴロ感のある痛み等といった症状が出る方がいますので、そのような症状が出たときは眼科を受診してください。

また、以前に眼底検査の点眼薬で症状が出た方はご遠慮なくお申し出ください。

## Q7.眼底検査を受ける際の注意は？

A.車、バイク、自転車を運転して来院された場合は、見え方が元に戻るまで4～5時間休んでお帰りいただくか、乗り物を病院に置いて、一旦帰宅後乗り物を取りに来ていただきます。そのような事が不可能な場合、日を改めて検査を受けていただくこともできます。

## Q8.眼底検査で何がわかるの？

A.緑内障などの視神経の病気、糖尿病性網膜症などの網膜の病気、白内障の状態などがわかります。

メガネやコンタクトレンズを作るときに必要な近視や遠視、乱視の状態もより正確に調べることができます。

何かご不明な点がございましたら眼科スタッフまでお尋ねください。



# 高額な医療費が必要となる皆様へ

## ～高額療養費制度について～

高額療養費制度とは、病院で診察を受け、医療費が高額となった場合に一定の自己負担を超えた場合に、その超えた金額を自分の加入されている健康保険組合に請求すれば、払い戻しを受けられる制度です。

この制度を活用することにより、医療費の自己負担が軽減されますが、申請してから払い戻しを受けるまでに約3ヶ月近く時間がかかります。

高額療養費制度における自己負担限度額については、表1のとおりです。

区分		自己負担限度額(月額)	
		過去12ヶ月間の高額療養費の支給回数	
		3回以下	4回目以降
住民税課税世帯	上位世帯	150,000円＋ [(かかった医療費－500,000円)×0.01] <small>※かかった医療費とは「10割負担で請求した場合の金額」になります。</small>	83,400円
	一般世帯	80,100円＋ [(かかった医療費－267,000円)×0.01] <small>※かかった医療費とは「10割負担で請求した場合の金額」になります。</small>	44,400円
住民税非課税世帯		35400円	24,600円

しかし、後日、払い戻しがあるとはいえ、一回に負担する金額が高額となる場合が多く、患者様にとっては重い負担となっております。

そのため平成19年4月から、入院した場合の高額療養費制度について、事前に“限度額適用認定証”の申請を行い、病院に提示することにより、病院に支払う金額を自己負担限度額にとどめることが可能となりました。

これにより、入院費用については、自己負担限度額に支払いをとどめることが可能でしたが、外来診療で高額な医療費がかかった場合は、いったんその額をお支払していただく必要がありました。

最近、外来で高額な診療費がかかる治療が増えてきている背景があり、今回、平成24年4月1日からは、外来診療についても「限度額適用認定証」を提示すれば、入院同様に、病院に支払う金額を自己負担限度額にとどめることが可能となりました。

この制度を活用するためには、事前に申請する必要がありますが、もうすでに入院の時に限度額認定証の交付をうけている場合は、そのまま継続して使用することが可能です。

これから高額な治療費がかかることが予想される場合は、事前にご加入されている健康保険にお問い合わせいただき、早めの手続きを済ませることをお勧めします。

また“高齢者医療受給者証”や“後期高齢者医療被保険者証”をお持ちの方については、表2の自己負担を病院に支払うこととなり、事前に認定証の手続きなどは不要です。

ただし“高齢者医療受給者証”“後期高齢者医療被保険者証”をお持ちで、かつ道市民税が非課税の場合は、事前に各健康保険組合に申請することにより、医療費の自己負担が減額になる場合があります。詳しくは、各健康保険組合にお問い合わせください。

区分		入院		外来
		自己負担限度額		
		3回以下	4回目以降	
住民税課税世帯	上位世帯	80,100円＋ [(かかった医療費－267,000円)×0.01] <small>※かかった医療費とは「10割負担で請求した場合の金額」になります。</small>	44,400円	44,400円
	一般世帯	44,400円		12,000円
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	24,600円		8,000円
	低所得Ⅰ	15,000円		8,000円

文責： 地域医療連携課 重永 直善



編集後記

梅雨の時期が始まると、憂鬱な気分になりがちですが、ストレスを感じる時ほど気分転換をしたり、笑う機会を増やすことを心掛けています。

皆さんはどのようにストレスを退治するのでしょうか・・・。

眼科外来 春日 明子

# 患者様の権利と責任

当院では、患者様の人権を尊重し、患者様と医療従事者が信頼と協力のもと、より質の高い心あたたまる医療を実現するため、『患者様の権利と責任』を定めています。

## 1 医療を受ける権利

どなたでも公平に、安全で適切な医療を継続して受けることができます。

## 2 知る権利

ご自分の病状や検査、治療について、理解し納得できるまで十分な説明を受けることができます。また、ご自分の診療録(カルテ)の開示を求めることができます。

## 3 自分で決定する権利

十分な情報提供を受けたうえで、ご自分の意思により検査や治療に対する同意や選択、拒否を決定することができます。

また、他院の医師の意見(セカンド・オピニオン)を求めることができます。

## 4 プライバシーの権利

診療の過程で得られた個人情報や病院内での私的なプライバシーが保護されます。

## 5 参加と協力の責任

これらの権利を守るため、患者様には医療従事者とともに医療に参加し、協力することが求められます。

- ① 現在の病状や過去の治療歴について、できるだけ正確に教えてください。
- ② 検査や治療は、必要性和安全性を十分理解したうえで受けてください。
- ③ 他の患者様の権利を尊重し、職員の業務に支障をきたさないよう、病院内のルール・マナーを守ってください。
- ④ 医療費の請求を受けた時は、速やかにお支払いください。
- ⑤ 臨床研究や医療従事者の教育にご理解のうえ、ご協力をお願いします。

平成 22 年 4 月 1 日  
市立千歳市民病院 院長 枡丸 博幸

『患者様の権利と責任』について、何かご意見がありましたら承りますので、ご遠慮なく医師、看護師、その他の職員もしくは【患者様相談窓口：1階医事カウンター①番窓口】までお知らせください。

患者様からいただきましたご意見を尊重し、日常の診療の改善に役立てたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。